

2022年2月定例県議会追加代表質問

2022年2月28日

日本共産党 神山悦子県議

日本共産党の神山悦子です。県議団を代表し、追加代表質問を行います。

第二次岸田政権（21/11/10）が発足して3ヶ月半、最大の政治課題の新型コロナウイルス感染症対策は無為無策を繰り返し、感染者も死亡者も過去最多となっています。事業者支援金やケア労働者への賃金引き上げも全く不十分です。さらに、年金、医療など社会保障の連続改悪、憲法違反の「敵基地攻撃能力」の保有と9条改憲策動など、安倍・菅政権以上に危険な内閣です。

24日未明、ロシアのプーチン政権は、世界を震撼させるウクライナを軍事侵略したことは、「領土不拡大」「武力行使の禁止」などを義務付けた国連憲章違反、国際法違反であり断固抗議するものです。核兵器の先制使用の威嚇も許されません。ロシア政府に対し、国際社会が一致してただちにウクライナ侵略中止・撤退を求めることをよびかけるものです。同時に、この危機に乗じて憲法9条を攻撃し、軍事対軍事をあおることはやめるべきです。

日本共産党は、同日の会見で、ロシアに対し強く抗議を示すとともに、わが党の新しい経済対策「やさしく強い経済」を発表しました。安倍政権以降、新自由主義とアベノミクスで大企業の内部留保金は130兆円も増え、466兆円になりました。一方、労働者の実質賃金は年収で22万円も減額しています。この内部留保金に課税し10兆円の財源を確保し、大企業も中小企業も賃上げと「グリーン投資」に回し国内投資を増やしていくことを提案しました。

まもなく東日本大震災原発事故から丸11年、汚染水の海洋放出問題や被災者支援は引き続きの課題です。本県は、この岸田政権と一体でよいのか、コロナ感染症、気候危機、ジェンダー平等など、「新県総合計画」でどう具体化を図るべきか、私たちの提案を含め以下質問致します。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

県内でも今年1月初めから、感染力がデルタ株の数倍といわれるオミクロン株が急拡大し、この「第6波」で保育所、学童保育、学校、さらに、医療機関や高齢者施設でのクラスターが連日のように発生しています。県内感染者は24,000人を超え、死者は累計184人（2/22発表）となり、さらに25日には、オミクロン派生型「BA・2」の市中感染者が県内で初めて確認されました。

「小学校休業等対応助成金」は、コロナ感染症で小学生以下の子どもが、感染または感染のおそれを含めて休業した場合に助成される制度です。ただし、事業主が「休業」と認めな

ければ個人が申請しても支給されない事例が出ています。

- ① 小学校休業等対応助成金について、制度の周知を始め、4月以降の延長や中学生までの対象拡大を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、エッセンシャルワーカーやケア労働者も、保育所が休園すれば休まざるを得なくなり、国は、利用者の負担なしで保育所が休業した場合の代替保育を確保する財政支援をするとしましたが、

- ② 県は、保育所等が休園した場合の代替保育について、市町村をどのように財政支援していくのかがいます。

日本の医師数、看護師数は OECD 加盟国で最下位ですが、さらに本県は、原発事故前から医師数は全国最下位クラス、看護師数も 30 位台です。

県の看護職員需給計画(2018～2023 年度)では、看護職員は充足するとされていますが、看護師確保法や基本指針で示されている「1 日 3 交替、月 8 日以内の夜勤」、「週休 2 日制」、病棟での業務拡大に伴う外来・手術室・透析での人員配置など、めざすべき看護体制から見れば大幅に不足しています。現場からは、夜勤改善と大幅増員が緊急に求められています。

- ③ 県看護職員需給計画の見直しが必要と思いますが、県の考えをうかがいます。

全日本民医連が加盟医療機関に行った調査では、看護師確保のため、約半数が民間の有料紹介を利用していました。入職者の 30%、275 人を確保し、紹介手数料は総額約 2 億 900 万円(2020 年度)、1 人当たり平均額は約 76 万円と高額です。紹介手数料は上限がなく、コロナ禍で患者が減少している医療機関にとっては大きな負担です。1999 年に労働者派遣法が原則自由となり、有料職業紹介が自由化されたことが要因ですが、無料で紹介するハローワークや看護協会など、公的職業紹介の機能拡充が必要です。

- ④ 看護職員の確保に向け、県ナースセンターの機能を拡充すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県は、新年度から感染管理認定看護師を養成するとのことですが、県内には感染指定医療機関が、第一種、第二種で 9 ヶ所ありますから、少なくともここに配置できるようにすべきと思います。

- ⑤ 感染管理認定看護師を養成する目的と目標人数について尋ねます。

二、日米地位協定の見直しについて

今回のオミクロン株の「第 6 波」は、水際対策に大穴があいていたところから始まりました。昨年 12 月半ば頃から沖縄、山口の米軍基地内で感染事例が報告されていたのに、岸田政権は日本の検疫法を適用させずに感染を広げてしまったのです。しかも、日米地位協定の

下、米軍は PCR 検査をせずに基地内に入国させ、アメリカ本国に戻る時には PCR 検査をして帰国させていたなど、全く国民を愚弄しています。

また、台湾有事を想定し、沖縄や横田米軍基地等に配備されている米軍の戦闘機 CV22 オスプレイと自衛隊のオスプレイとの低空飛行訓練や夜間飛行訓練が、北海道・東北の上空で大規模かつ頻繁に行われています。昨年は青森県の民家近くに重油タンクを落下させる事故も発生し、県内では、郡山市や県南、会津、福島市内の上空で爆音とともに飛来している情報が相次ぎ寄せられました。米軍は、数年前から飛行ルートを変更しなくなり、日本各地の上空で日本の航空法を無視し軍事訓練を繰り返していますが、県民の命を危険にさらすことは許されません。

- ① 米軍のオスプレイによる飛行訓練中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。
- ② 日米地位協定の見直しを国に強く求めるべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

三、核兵器禁止条約について

昨年 1 月 22 日、広島・長崎の被爆者が長年求めてきた悲願の核兵器禁止条約が発効されてから、ちょうど 1 年が経過しました。ところが、岸田首相は広島県出身、唯一の戦争被爆国の首相ですが、アメリカの「核抑止力」の立場に立ち、未だに核兵器禁止条約に署名・批准しようとしていません。

一方、日本の原発は、核兵器の平和利用として国内で 50 基以上も建設され稼働されてきましたが、11 年前の福島原発事故で、県民は今も放射能によるさまざまな被害を受け続けています。

すべての戦争の原因は、エネルギーや資源を巡る争いとされています。また、核兵器転用ができる原発は軍事的な緊張関係をエスカレートさせるとも言われていました。今回のロシア・プーチン大統領が、核兵器の先制使用に言及し、チェルノブイリ原発を制圧するなど、まさにこのとおりのことが実行されています。ロシア政府による核兵器の使用も、原発施設の破壊による放射能汚染も許してはなりません。今こそ唯一の戦争被爆国として、岸田首相の姿勢が問われます。

核兵器禁止条約に 1 日も早く署名・批准するよう国に強く求めるべきですが、県の考えをうかがいます。

四、汚染水の海洋放出に関するチラシ配布について

漁業者、県内の各団体、7 割の市町村議会が反対していたのに、これを全く無視し昨年 4 月 13 日、菅首相は汚染水の海洋放出を決定しました。しかし、反対の声は今も続いています。国も県も海洋放出を前提に、多額の風評対策費を計上していますが、海洋放出しないことが一番の風評対策ではありませんか。

廃炉まで今後 30～40 年以上、または 100 年以上になるともいわれており、その間海洋に流し続ければ膨大な量となります。また、トリチウム以外にストロンチウムなど 62 の核種と炭素 14 などが含まれ、基準値を超えるタンクは 7 割もあります。ALPS で処理し、海水で薄めたとしてもこれらの放射性物質が長期間にわたり放出され、海水や魚介類、海底堆積層、人体にどのような影響を与えるのかの科学的な解明は十分されていません。

しかし、昨年 12 月、経済産業省資源エネルギー庁と復興庁は、トリチウム水の海洋放出は「安全」だとするカラーチラシを、「放射線副読本」改訂版に同封し、教育委員会を通さずに全国の小・中・高等学校、特別支援学校に直接送付しました。科学的な装いで「安全」だとする国の一方的な見解を、子どもとその保護者を通して全国に「新たな安全神話」を押し付けようとするものです。岩手県内では、沿岸部自治体の首長からも強い反対の声が上がり、宮城県、茨城県でも、配布中止を求める声が相次いでいます。

また、県内各地からも配布中止を求める声上がり、喜多方市は配布を中止し回収しました。

- ① ALPS 処理水に関するチラシを教育委員会へ事前に連絡することなく、県内の公立学校に直接送付した国に抗議すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。
- ② 公立学校における ALPS 処理水に関するチラシの配布状況について尋ねます。
- ③ 県内の公立学校に送付された ALPS 処理水に関するチラシについて、配布を中止し回収すべきと思いますが、県教育委員会の対応を尋ねます。
- ④ ALPS 処理水を海洋放出するのは安全とするチラシの配布は、教育行政に対する国の政治介入と思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

五、気候危機の打開について

原発事故から丸 11 年、県は、「再エネ 100%」を掲げ推進してきたものの多くはメガ発電が中心で、CO₂を 15%しか削減しない IGCC 石炭火力を 2 基も稼働させ、さらに「福島新エネ社会構想」では水素・アンモニアを進めるとしてありますが、技術的には未確立であり、コストも高額です。

一方、県内でも頻発する災害や地震、猛暑や今年の大雪など、気候危機打開は、人類の生存に関わる喫緊の課題です。パリ協定で示された 1.5℃まで引き下げるため、県も脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革が求められます。

そもそも本県は自然豊かな県土を持っています。ドイツのように地域の人々も参加し意見を述べ合い、地域資源を生かした再エネを進め、県内中小企業が参入すれば、地域にお金が回ります。

- ① 地域主導による再生可能エネルギーを推進するため、県内中小企業が参入できるよう支援すべきと思いますが、知事の考えをうかがいます。

かつて、日本の省エネルギー技術は、1980 年代まで世界の先進国でした。本県が、省エネ・再エネに使用する部材など、県内産業の振興につなげ、学校など公共施設や個人住宅、

事業所にも活用できるよう、

② 県内中小企業における脱炭素関連分野の技術開発への支援が必要と思いますが、県の考えをうかがいます。

本来、農林業は国土の保全、水源の涵養など多面的機能を持っています。

③ 温室効果ガス削減に向けた農業・林業の振興を図るべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

④ 脱炭素社会の実現に向け、電気自動車の普及及び充電設備の増設を推進すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

六、種苗の安定供給に関する県条例制定について

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例案についてです。

多国籍企業による種子の支配をねらい 2018 年 4 月に主要農作物種子法が廃止されました。さらに、2020 年に国は種苗法を改定し、登録品種の自家増殖（採種）は許諾に基づき行うものとされましたが、農家の自家増殖は従来どおり保障できるようにすべきです。県は、JA 全農福島の園芸種苗センターが老朽化によりこの 3 月で廃止することを受け、「優良な種苗の安定供給」を目的とした条例案を提案しました。

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例の制定により、農家への種苗の安定供給に県が責任を持つことになるのかうかがいます。

七、地場産業の振興について

本県は、多額の立地補助金等を投入し、他県からの呼び込みで企業を誘致してきました。一方、ものづくり産業などの地場産業は、時代の荒波に翻弄され続け、この間、原発事故や台風や地震等の災害、今回の新型コロナウイルス感染症も加わりいっそう疲弊しています。

県は、福島市といわき市の県ハイテクプラザの技術支援センターを廃止し、郡山市の本部に統合するとしています。施設の利用低迷と老朽化等をあげていますが、ハイテクプラザが伊達地方の繊維、会津の漆器や酒造りなど、これまで地域の産業に果たしてきた役割は大きかったはずで

① 県は、ハイテクプラザが果たしてきた役割をどのように評価し、地場産業を振興していくのかうかがいます。

県の工業団地は、売れば売るほど赤字をかかえ、さらに造成費用を下回る原価割れ販売まで行い、県の一般会計から計約 93 億円繰り入れ、県の地域開発事業は終了しました。一般会計から毎年約 13 億 3 千万円の繰り入れはあと 3 年、2024 年度まで続きます。93 億円あれば、子育て支援や教育にも十分振り向けられたはずで

大手企業を呼び込むため、造成費用を下回る原価割れ販売をしたのが新白河 B 工区でした。現在、販売面積の約 4～5 割に企業が立地しているとのことですが、

- ② 工業の森・新白河 B 工区の企業立地件数と雇用者数についてお尋ねます。

八、子育て支援について

次に、県の子育て支援についてです。コロナ禍の下、「子育て日本一」をめざす本県として、具体的な支援策を打ち出すべきです。

まず、国民健康保険税の子どもの均等割りについてです。

均等割りは、世帯の人数にかけられ、生まれた赤ちゃんも課税されます。子どもが多い世帯ほど国保税は高くなり、子育て支援に逆行するとの批判を受け、国はようやく、今年 4 月から未就学児の均等割の半額を公費で減免します。

- ① 本年 4 月から施行される子どもに係る国保税の均等割額の減額措置について、来年度の県負担額及び 18 歳までを対象として全額免除した場合の必要額を尋ねます。
- ② 国保税の均等割額について、県として 18 歳までを対象に全額免除すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

県の「学校給食費の無償化」が待たれています。コロナ禍で、ひとり親家庭などで生活困窮者が増えていることは、県内のフードバンクや食料支援でも明らかです。学校給食が子どもの唯一の栄養源となっている家庭も少なくありません。すでに、県内 42 の市町村が学校給食費の無償化や一部補助を実施しています。

- ③ 県内の市町村立小中学校の給食費を無償化した場合、どの程度の経費が必要になるのかうかがいます。
- ④ 市町村立小中学校の給食費の無償化を県の制度として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

病気や障害のある家族の介護等で、本来うけるべき教育を受けられないでいるヤングケアラーをどう把握し支援していくのでしょうか。

- ⑤ 状況把握したヤングケアラーについて、福祉部門などへの支援につなげるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

コロナ禍で児童虐待や DV 被害が増えているとされていますが、ステイホームで以前より把握されにくくなっていると思われます。

- ⑥ 県は、コロナ禍における児童虐待や DV 被害にどのように対応しているのかうかがいます。

県の中央児童相談所は、全県の児童相談所の本部機能の役割を持っていますが、老朽化し狭いです。

- ⑦ 老朽化した狭あいの中央児童相談所について、移転・改築が必要と思いますが、県の考えを尋ねます。

九、教育の充実と保護者の負担軽減について

日本の公財政教育支出の対 GDP 比は 2.8%、OECD 加盟 38 カ国中下から 2 番目の低さ（「OECD インディケータ 2021」）です。OECD 諸国の平均は 4.1% ですから、日本との差 1.3 ポイント約 6 兆円、日本の軍事費を大幅に超える予算を教育に振り向けているのです。OECD 諸国の平均並みにすればさらなる少人数学級も、高等教育を含めた給付型奨学金制度も、公立・私立ともに学費の無償化も可能です。

ところが、教育予算は増やさない一方で、国は教育分野にも DX を進めるとし、4 省庁連名の「教育データ利活用ロードマップ」を発表しました。2030 年までの短期、中期、長期目標が掲げられ、子どもや教職員、保護者に関する個人情報を利用する全国共通のシステムを構築するとしています。これは、個人情報保護法に照らしても重大な疑義があり、また教育産業の利益追求のために利活用されれば、学校や教育のあり方の根本的転換を求められ、子どもの権利侵害も危惧されるとして、全面的な見直しを求める意見が、現場から上がっています。

- ① 国の教育データ利活用ロードマップは、児童生徒等の個人情報保護と権利侵害防止の観点から見直しを求めるべきですが、県教育委員会の考えを尋ねます。

次に、教育費の保護者負担についてです。

県教育委員会は、2008 年度に、県の公債費負担を理由に、県立高等学校の需用費、備品購入費、教職員の旅費を大幅に減額しました。中でも、備品購入費は前年度約 1 億円から 6 割減の 3,800 万円に減額し、この低い水準のまま現在に至り、新年度は 2,200 万円程度です。

学校現場からは、気候変動による猛暑や厳しい寒さ、コロナ対策や原油高騰などで予算は枯渇しつつあるとの声が上がっています。エアコンは普通教室にしか設置されず、特別教室は PTA 負担です。職員室のエアコンが故障しても手当されず節約が求められ、修学旅行や部活動などの引率等の教員旅費も一定分しか配分されないため、不足分は PTA 会費等で賄われてきました。しかし、本県のように PTA 負担としている県は少数であり、悪しき慣習はやめるべきです。

- ② 県立高等学校における PTA 会費等の団体徴収金の実態を調査すべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。
- ③ 生徒や教職員の教育条件を整備するため、県立学校の維持管理経費の予算を拡充し、保護者負担をなくすべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

建設から 20 年程度経過した郡山支援学校で、昨年 4 月はじめ、清掃のため教師が窓を開けようとして動きが悪く力を加えたところ、窓が 2 階から落下しました。幸いケガ人はなかったそうですが、特注品のためガラスの修繕費は 1 枚約 90 万円と聞きました。この学校は建築関係の受賞歴があり、いずれも修繕費が高いそうですが、体温調整が難しい子どもた

ちに適した早急な修繕を求めます。また、他の県立高校においても修繕費の確保を求めます。

- ④ 県立学校に必要な施設の維持補修のための予算を確保し、安全で快適な教育環境を整備すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

国は特別支援学校の設置基準をようやく示したものの、児童生徒数の上限は示されていません。あぶくま支援学校は小中高等部まで 300 人を超える県内最大の児童生徒数です。

- ⑤ 安達地区に新たに県立特別支援学校を整備することにより、あぶくま支援学校の児童生徒数の減少につながるのか、県教育委員会の考えをうかがいます。

県教育委員会は、ICT 教育のため、今年 4 月から県立高校の入学生から生徒一人一台端末を導入するとし、各家庭で準備するよう求めています。非課税世帯・生活保護世帯には県教委推奨機の全額相当の 4 万 5 千円、世帯所得 620 万円以下の家庭には、半額程度の 2 万円を上限に補助するとしています。しかし、全国ではすでに全額公費負担で貸与をしている県は 21 府県もあります。授業の教材として使用するのですから、

- ⑥ 県立高等学校における一人一台端末の導入に当たっては、全額公費により整備すべきですが、県教育委員会の考えを尋ねます。

また、非課税世帯等への給付金は、端末代 4 万 5,000 円を学校に納入後に支給するとしています。県内でも入学時の多額の費用を納付すれば食費が不足し、自分の食事を減らしているひとり親家庭もあるのです。冷たい県のやり方を改善すべきです。

- ⑦ 県立高等学校における一人一台端末の導入に当たり、非課税世帯等については、現物給付とすべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

次に、教員不足についてです。

今年 1 月 31 日、文科省は公立学校の「教師不足の実態」を初めて調査し、2021 年度始業日時点で全国 2,558 人の教師不足が生じたと発表しました。本県は小学校 62 人、中学校 23 人、高校 17 人、特別支援学校 6 人が不足しています。産休・病休代替教員が不足しており、少人数学級のさらなる実施や教師の多忙化解消のためには、加配ではなく、正規教員の定数を増やすべきです。

- ⑧ 義務標準法及び高校標準法を見直し、正規教員を増員するよう国に求めるべきと思いますが、県教育委員会の考えをうかがいます。

教育庁における障がい者の法定雇用率は、2018 年度に 2.2~2.4%へ、さらに昨年 3 月 1 日に 2.4~2.5%へと引き上げられましたが、本県は今年度 1.93%で、0.57 ポイント低く、この 5 年間をみても一度も達成していません。本気で取り組んでいないではないでしょうか。

- ⑨ 障がい者の法定雇用率の達成に向けた取組が不十分と思いますが、県教育委員会の

考えを尋ねます。

十、ジェンダー平等の推進について

ジェンダー平等度で世界 1 位のアイスランドは、父親の家事・育児参加が 8 割を超えています。しかも、これが、経済活動にも大変良い結果をもたらしていると報告されています。

① 知事部局における男性職員の育児休業の取得状況をお示し下さい。

知事部局における会計年度任用事務職員についてです。

会計年度任用事務職員は、昨年 4 月、363 人のうちフルタイムは 68 人、パートタイムは 295 人です。しかし、2020 年度以前は県の臨時事務補助員としてフルタイム勤務でした。パートタイムが多くなったのは、制度導入によりボーナスが支給されるようになったものの、県は年間総支給額を同額となるよう勤務時間を減らしたからです。労働者にとっては、あまりにも一方的なやり方であり、将来受け取る退職金や年金額にも影響します。

② まず、知事部局における会計年度任用事務職員の女性職員数とその割合について尋ねます。

女性が多い会計年度任用事務職員を、雇用の調整弁とする働き方はやめるべきです。ジェンダー平等の観点がかく不十分です。

③ 会計年度任用事務職員の勤務条件を改善すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

④ 最後に、災害や感染症対策等に対応するためにも、正規職員を増員すべきと思いますが、県の考えをうかがいます。

以上で、私の質問を終わります。

【答弁】

内堀雅雄知事

(五、気候危機の打開について)

神山議員の御質問にお答えいたします。再生可能エネルギーについてであります。

震災・原発事故以降、私は、安全・安心で持続的に発展可能な社会の実現に向け、

絶えず挑戦を続けながら、新たなエネルギーの分野から本県の復興をけん引するとの思いで、再エネの飛躍的推進に取り組んでまいりました。2050 年カーボンニュートラルの世界的な潮流や、地産地消による分散型のエネルギーが求められている中、再エネに対する期待が高まっていることから、県内事業者による参画の裾野を広げていくことが一層重要であると感じております。このため、地域貢献等に意欲のある事業者への発電設備の導入補助や、再生可能エネルギー推進センターを通じた事業化支援など、中小企業を始めとする県内事業者の参入を促す取組を行っているところであり、引き続き、

地域主導による再生可能エネルギーの導入を積極的に支援してまいります。

一、新型コロナウイルス感染症対策について

保健福祉部長

県看護職員需給計画につきましては、医療機関等への実態調査により、各医療機関等が地域で担う役割に応じて必要と考える看護職員数を把握し、学識経験者や医療関係団体などで構成される検討会の意見を踏まえて策定しており、毎年度、進行管理を行いながら、看護職員の確保に向けた取組を行っております。

次に、県ナースセンターにつきましては、求人施設と求職者のマッチング支援を無料で行うとともに、ハローワークと連携した巡回相談や、最新の知識や技術が学べる研修会を開催するなど、看護職員の復職を支援しております。また、今年度は、県ナースセンターのサテライトをいわき市に新たに設置するなど機能を拡充しております。

次に、感染管理認定看護師につきましては、新たな感染症を含む様々な感染症に迅速かつ的確に対応するため、専門的な知識や技術を有する人材のさらなる養成を図るものであります。また、目標人数は新しい総合計画の計画期間中に62名を養成することとしております。

こども未来局長

保育所等が休園した場合の代替保育につきましては、今般、国において財政支援の特例措置が講じられたところであります。県といたしましては、市町村に対し、代替保育の確保を要請するとともに、国の特例措置に基づく支援を行ってまいります。

商工労働部長

小学校休業等対応助成金につきましては、全国知事会を通して、制度の更なる周知や4月以降の延長を国に求めているところであります。県といたしましては、引き続き、ウェブサイトや支援ガイドブックなどを活用し、制度の詳細や、国が設置した相談窓口に関する情報等について、労働者や事業者への周知を図ってまいります。

二、日米地位協定の見直しについて

総務部長

日米地位協定につきましては、全国知事会から国に対して提言を行っているところであり、わが国の防衛、安全保障政策にとって極めて重要な事項であることから、国において、十分に議論がなされるべきであると考えております。

危機管理部長

米軍のオスプレイによる飛行訓練につきましては、我が国の外交・防衛に関することであり、基本的に国の責任において対応が図られるべきものと考えております。県といたしましては、県民の安全・安心を確保する立場から、全国知事会を通じ、国に対して、詳細な事前情報の提供や地域住民の不安払拭などを要請しているところであります。

三、核兵器禁止条約について

総務部長

核兵器禁止につきましては、人類共通の願いである恒久平和の実現が図られるよう、国において核兵器のない社会の実現に向けた議論を、深めていくべきと考えております。

四、汚染水の海洋放出に関するチラシ配布について

教育長

ALPS 処理水に関するチラシにつきましては、放射線副読本とともに、直接、国から各学校に届けられたものであります。県や市町村の教育委員会に対して事前に連絡がなかったことについては、今後改善していただくべきことと考え、過日、国に対して申入れを行ったところであります。

次に、チラシの配布状況につきましては、公立小中学校においては5割程度、県立学校においては7割程度が、既に配布済みであります。なお、チラシは、放射線副読本を紙媒体で希望した学校にのみ送付されたところであります。

次に、チラシの回収等につきましては、国の責任の下で作成し、配布されたものであり、県教育委員会といたしましては、配布の中止や回収を行う予定はありません。

次に、チラシの配布が政治介入ではないかとの御指摘につきましては、学校に直接送付されたことをもって、教育行政に対する政治介入がなされたとは考えておりません。

五、気候危機の打開について

企画調整部長

再生可能エネルギーについてであります。震災・原発事故以降、私は、安全・安心で持続的に発展可能な社会の実現に向け、絶えず挑戦を続けながら、新たなエネルギーの分野から本県の復興をけん引するとの思いで、再エネの飛躍的推進に取り組んでまいりました。2050年カーボンニュートラルの世界的な潮流や、地産地消による分散型のエネルギーが求められている中、再エネに対する期待が高まっていることから、県内事業者による参画の裾野を広げていくことが一層重要であると感じております。このため、地域貢献

等に意欲のある事業者への発電設備の導入補助や、再生可能エネルギー推進センターを通じた事業化支援など、中小企業を始めとする県内事業者の参入を促す取組を行っているところであり、引き続き、地域主導による再生可能エネルギーの導入を積極的に支援してまいります。

生活環境部長

電気自動車の普及につきましては、新年度、電気自動車購入の補助制度を創設し、二酸化炭素削減効果や経済性などのメリットを購入者からも積極的に発信していただき、一層の普及拡大を図ることとしております。また、充電設備の増設については、国の補助事業を活用し、公共施設等への整備を促進するなど、運輸部門での二酸化炭素の排出削減に取り組んでまいります。

商工労働部長

次に、県内中小企業における脱炭素関連分野につきましては、福島再生可能エネルギー研究所を始めとした関係機関と連携を図りながら、再生可能エネルギー関連技術の実証研究などを推進しているところであり、今後はこれらに加え、市場や採算性を意識した技術開発に向けた事業可能性調査の経費を助成するなど、県内中小企業における脱炭素関連分野の技術開発への支援に取り組んでまいります。

農林水産部長

温室効果ガス削減に向けた農業・林業の振興につきましては、排出削減対策として、堆肥等有機性資源の活用や有機農業の拡大、水田からのメタンガス発生抑制技術の普及、木質バイオマスの利用促進等に取り組むとともに、吸収対策として、間伐や再造林など計画的な森林の整備・保全を進めてまいります。

六、種苗の安定供給に関する県条例制定について

農林水産部長

農家への種苗の安定供給につきましては、農産物の生産振興に不可欠であることから、県の責務として、県オリジナル品種はもとより米や大豆など主要農作物の種苗の安定供給に関する施策を計画的に実施することや必要な体制の整備に努めることを条例に位置付けることとしております。

七、地場産業の振興について

商工労働部長

ハイテクプラザにつきましては、これまで、地場産業の振興を始め、県内産業の再生や創造的な産業復興などに技術面で貢献してまいりました。今後は、社会経済環境の変化

に対応するため、基盤技術の底上げ、伝統工芸や醸造等の地場産業に関する研究開発の強化に加え、企業訪問の拡充や相談環境の整備、人材育成、機器の整備などの機能強化を図り、地場産業の振興に取り組んでまいります。

次に、工業の森・新白河 B 工区につきましては、これまで4社が立地し、約460名の雇用が創出されております。

八、子育て支援について

保健福祉部長

次に、子どもに係る国保税の均等割額の減額措置につきましては、来年度の県負担額を約3,200万円と見込んでおります。また、18歳までを対象として全額免除した場合の必要額を試算すると、県全体で約8億円となります。

次に、国保税の均等割額の18歳までを対象とした全額免除につきましては、軽減措置の拡充を検討するよう全国知事会を通して国に求めているところであります。

こども未来局長

状況把握したヤングケアラーにつきましては、児童福祉を始め、障がいや介護など、子どもや家族に関わる様々な福祉サービスにつなげながら、抱える負担の軽減に努めてまいります。

次に、コロナ禍における児童虐待やDV被害につきましては、在宅時間の増加や外出自粛に伴う閉塞感などにより、リスクが高まることが懸念されることから、児童相談所や女性のための相談支援センター等において、相談内容に十分注意を払いながら対応しているところであり、今後とも、関係機関と緊密に連携しながら早期支援に努めてまいります。

次に、中央児童相談所につきましては、これまでも耐震化工事により安全を確保するとともに、児童の居室や遊戯室の空調を改修するなど、環境改善に取り組んできたところであります。今後とも、保護された子どもが安心して生活を送ることができるよう、必要な環境整備に努めてまいります。

教育長

次に、市町村立小中学校の給食費を無償化した場合に必要となる経費につきましては、平成30年度の給食費を基に試算すると約69億円となります。

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については、困難であると考えております。

九、教育の充実と保護者の負担軽減について

教育長

教育データ利活用ロードマップにつきましては、令和3年6月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画に基づいて策定されたものであります。現在のところ、文部科学省からは、特に通知も届いておりませんので、今後、国の動向を注視してまいります。

次に、県立高校における団体徴収金の実態調査につきましては、その種類や態様は、教育課程や部活動などの実情に応じ様々であることから、統一的な実態の把握は困難であると考えております。

次に、県立学校の維持管理経費につきましては、これまでも必要額の確保に努めてきたところであり、今後も学校現場の要望等を踏まえ確保に努めてまいります。

次に、県立学校の維持補修につきましては、児童生徒の安全を最優先に学校施設を維持していくため、必要な予算の確保に努めております。

次に、あぶくま支援学校の児童生徒数につきましては、たむら支援学校及び石川支援学校たまかわ校の開校により、近年一定数の減少が見られております。

また、現在、安達地区の生徒の多くがあぶくま支援学校高等部に進学していることから、令和7年度に開校予定の安達地区特別支援学校の整備により、あぶくま支援学校の児童生徒数は、さらに減少するものと考えております。

次に、県立高校における1人1台端末につきましては、学校でも家庭でも文房具として学習活動等に活用できるよう個人所有により導入を進めております。導入に当たっては、世帯所得に応じた補助を行うほか、三年間の保証がついた推奨モデルを設定し、安価で購入できるようにしたところであり、保護者の負担軽減を図り、個人所有端末のメリットをいかして教育活動を充実してまいります。

次に、県立高校における非課税世帯等への1人1台端末の導入につきましては、各個人が手続きをすることで、推奨モデルを安価に購入できる専用サイトを立ち上げるとともに、購入後に世帯所得に応じて補助する仕組みを整えたところであり、現物給付は困難

であります。

次に、正規教員の増員につきましては、いわゆる標準法を見直し、教職員定数を改善するよう国に求めてきたところであり、今般、小学校においては、35人学級の導入が学年進行により段階的に進められております。学校現場を取り巻く課題はますます複雑化・困難化していることから、今後とも教職員定数の更なる改善を国に求めてまいります。

次に、障がい者雇用につきましては、障がいのある教員が教壇に立つ姿をPRし、受験者の確保に努めるとともに、事務部門などへの配置を増やしているところであります。また、障がいのある学生が教員を目指しやすくすることが重要であることから、大学等の教員養成段階からの支援を国に要望しているところであり、引き続き、法定雇用率の達成に向けて取り組んでまいります。

十、ジェンダー平等の推進について

総務部長

次に、知事部局における男性職員の育児休業の取得状況につきましては、令和2年度は161人中、49人が取得し、30.4%の取得率となっており、令和元年度の17.8%から増加しております。

次に、知事部局における会計年度任用事務職員の女性職員数と割合につきましては、令和3年4月1日現在で331人、91.2%となっております。

次に、会計年度任用事務職員の勤務条件につきましては、給与及び勤務時間等に関する条例を定め、令和2年度から施行したところであります。今後も、国から示された考え方などに基づき、適切に対応してまいります。

次に、職員の増員につきましては、震災以降、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県等応援職員の受入れなど、多様な方策により、必要な人員の確保に努めてきたところであります。今後とも、復興・創生の進展、災害や感染症対策等への対応も含めた行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

【再質問】

神山村議

最初に知事にお尋ねいたします。

先程、ご答弁頂きましたけれども、地域主導の再生可能エネルギーというのは、知事も認識されて、推進していくと言われました。再エネで地域にお金が回るようにする。これは今益々大事だと思えます。一つは災害も続いているので、地産地消型の再エネがあれば、

自分の家でも公共施設でも、そこで賄えるということが重要だし、それとコロナ過でサプライチェーンの問題がありましたけれど、他国に頼らずに主導してやっていくと。ロシアの今度の戦争などを見ているとですね、エネルギー問題はますます自分のところで賄えるようにしていくことがますます必要かなと思います。いろんな観点から今がそういうことが求められていると思いますので、地産地消型、地域主導型を是非もっと中小企業がわかるように支援しながらやっていただけたらと思いますが、もう一度お答えいただきたいと思います。

教育長にお尋ねします。

A L P S 処理水に関するチラシについてです。一点目は抗議ということではなく、申し入れたと、いつ申し入れされましたか。2点目のチラシの配布は、5割～7割ということですが、要するに3点目の私が求めました、配布を中止し、回収するということについては特に予定はしていないということですが、開始したところもあるわけですから、それについては言うことでもないと思いますけれども、もう一度お答えください。

学校給食の無償化についてです。これまで私たちも何度も求めてまいりました。これは市町村の仕事ということで、予算もお聞きしましたが、生徒数も減って70億円をきってるわけです。これ、子育て支援の一環としてもやるべきだと思いますよ。例えばそのうちの半分、県が市町村の半分を実現したとしてもですね、このお金は高いものでもありませんし、学校給食というのは非常に大事だと思います。コロナ禍で子どもの命を守ったり、食育にもつながる、地域の食材や商工業いろんなものに波及してですね、農業にもいろんな役割を果たしてもらってると思いますので、県全体でどこに住んでも学校給食無償化、どこの市町村に住んでもですね、そのくらいやるべきだと私は思いますのでもう一度お答えください。

県立高校の一人1台端末の関係です。先ほど非課税世帯の現物給付を求めましたが、答弁を聞いて本当に驚きます。仕組みをつくっちゃったからと、そういいますけれど、非課税世帯がこのお金だけじゃありませんよ、制服とかいろんな物がかかるんです。この端末機だけでも4万5千円をいったん立て替えると、自分で出して後からそのお金が戻ってくると。そんな面倒なことをしなくたって、現物給付にすればいいじゃないですか。それについてももう一度お答えいただきたいのと、全国では公費で全部高校まで無償にしているところが21府県あるんですよ。県がやってどうして悪いんですか。小中が無償で、県立高校になると4万5千円、あるいは2万円負担をしなきゃいけないとか。今、コロナで本当に困窮家庭が増えておりますので、そこは教育的な判断で公費負担、非課税世帯には現物給付を求めたいと思いますので、もう一度お答えください。

【再質問答弁】

内堀雅雄知事

神山議員の再質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー事業につきましては、地産地消による分散型のエネルギーが求められている状況もあり、地域が主役となった事業化を促進し、地域の活性化を図っていくことが重要であります。

県といたしましては、再生可能エネルギー推進センターによる事業化支援のほか、発電設備の導入補助などにより、県内事業者が参入しやすい環境を整えて参ります。

教育長

ALPS処理水のチラシに関する国への申し入れにつきましては、2月21日に申し入れたところでございます。市町村において回収してしまったところとか、どうするのかというご指摘でしたが、県の考え方については先程ご答弁した通りでございます。これを市町村にも考え方としてお知らせしているところです。さらにその先、市町村が独自に判断される分につきましては、市町村のお考えを尊重したいと思います。

学校給食につきましては、それが非常に大事であるという点につきましては私もまったく県教育委員会としても同様に考えておりますが、ただその負担につきましては、学校給食法による市町村の役割ということで規定されておりますので、市町村においてお考えいただければと思います。

高校の一人1台端末について、全国の中には全額公費で整備しているところもありますし、一方で全て個人負担でという県も中にはございます。様々な対応がとられております。そうした中で福島県は一部を世帯所得などに応じて補助する形をとっております。補助については手厚いほうかなと思っております。なかなか現物給付については現実的に難しい状況でございますので、スムーズに一人1台端末が手元に届いて、早く教育現場で活用できるよう努めて行きたいと考えております。

【再々質問】

神山県議

総務部長に再質問させていただきます。

会計年度任用職員の勤務条件の改善を求めました。適切にというご答弁でした。国の指示に従ってと。しかしですね、この会計年度任用職員の前はフルタイムで働いていた、臨時事務補助員というフルタイムですけれども。この制度が導入されてから、パートとフルタイムに分けられてしまったんですよ。だから、ボーナスが出るようになってこれは少し待遇改

善されたかなと思ったら、勤務時間減らされて結局同じだったと。私ひどいと思うのは、年間のボーナスも入れて今までと同じだと言いながら、一方では勤務時間が減っていいでしょうというふうに聞きましたけれど、これはジェンダー平等の立場からいうと女性がそんな働き方でいいというそんな考え方が、まだ残っているのではないかと思います。だって、91%も女性ですよ。女性は早く帰って子どもや家事をやればいいと思っているのではないですか。これ男性職員がこんなことされたら当然怒るものだと思いますけれど、とにかく制度そのものに問題があると。国にちゃんと質すと同時に、県としてその分を補うくらいの予算措置してはどうかと思いますよ。勤務条件の改善を求めますので、もう一度お答えください。

教育長に再質問いたします。

学校給食の無償化の件です。市町村がやるべきってずっとそういう答弁ですけど、結局はお金がかかるからって思っていますよね。だって、いつもお金の事おっしゃいますよね。子育てとか食育とかいろんな面で考えたら安いものじゃないですか。子どもたちが本当に安心して学校に来られて、栄養のあるものがちゃんと食べられて、学校給食を提供するっていうのは県自身が考えるべきものですよ。県独自でやっている県もありますよ。県がやっているところは市町村のやってることを侵害することになるんですか。そんなことはないはずですよ。県が決断すれば、教育委員会が決断すれば、これは実施できるはずですよ。そういう立場に立って私は今後、検討すべきだと思いますので、もう一度、学校給食無償化について42の市町村が（県内の）7割もやっている事ですから、県として市町村を応援する立場にたったら、半分くらい補助してもいいじゃないですか。せめてそのくらい考えていただきたい。ぜひ、お答えをお願い致します。

県立高校の1台端末の現物給付の話です。仕組みつくったからと言いますが、小中学校の要保護児童の就学援助制度も変えて、前もってお金やって準備できるようになったんですよ。やろうと思えば、県が決めることですから、国が決めることでもありませんし、せめて非課税世帯の現物給付やるべきだと思います。

県立高校のPTA会費の団体徴収金の実態調査です。確かにバラバラですよ。PTA会費もあれば後援会費もいろいろ各学校によって進学校とかそれぞれによっても違います。

でも、どれだけ保護者負担になってるくらいそれぞれの学校から集めてやることくらいはできるんじゃないですか。PTAにおんぶにだっこで、教育予算は不足してないって言いますが、実際はPTAに負担させて運営してるじゃありませんか。私はそういうことをずっと調べてまいりましたので、ぜひPTAの負担している実態くらいは調べていただきたい。そして、保護者負担はなくすべきという、二つ目の質問にもお答えいただきたいと思います。以上です。

【再々答弁】

総務部長

会計年度任用職員の任用につきましては、性別を問わずに募集しているところであり、職務の内容や業務量など業務の実態に合わせて勤務時間等を判断しているところでございます。

教育長

学校給食の件につきましては、子どもたちにとって非常に重要なものだと思っておりますが、市町村の役割であると、法律で定められておりますし、他県というご指摘もあったんですが、我々は都道府県単位で市町村の分全部負担しているという実例は把握しておりません。

一人1台端末についてですが、昨年の9月県議会以降ですね、本会議においても常任委員会においても度々説明をさせていただきました。中学生向けにも昨年の夏休み頃からどのようなやり方をしていくかということで説明もして、制度の周知を図っている中ですので、今から方法を変えるのは難しい状況でございます。

団体徴収金などにつきましては、学校現場の方にはPTAなどで負担していただいている部分につきましては、つねに説明責任を十分果たすように適切に保護者の経済的負担をなるべく少なくするようということで、説明責任を果たしていくように通知も出しておりますし、会議などでも徹底しているところでございます。

以上